

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
規 則	
○北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則 (障害者保健福祉課)	25
○農業災害補償法施行細則及び支庁長事務委任規則の一部を改正する規則 (農業経済課)	26
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	27
○食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令..... (食品衛生課)	28
告 示	
○有害図書類の指定..... (生活文化・青少年室)	28
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	29
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	29
○知事権限に係る保安林の指定の解除 (2 件) (治山課)	29
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	29
○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課)	30
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	30
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	30
○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正..... (出納局総務課)	31
公 表	
○知事表彰の受賞者..... (人事課)	31
札幌医科大学告示	
○一般競争入札の資格に関する公示.....	31
○一般競争入札の実施.....	33
○一般競争入札の資格に関する公示.....	35
○一般競争入札の実施 (3 件)	36
道立林業試験場告示	
○一般競争入札の実施.....	42
道札幌土木現業所告示	
○一般競争入札の実施.....	44

道教育委員会教育長告示	
○一般競争入札の実施.....	45
○一般競争入札の資格に関する公示.....	46
○一般競争入札の実施.....	47
道教育庁空知教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	47
道教育庁後志教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	49
道教育庁胆振教育局告示	
○一般競争入札の資格に関する公示.....	51
○一般競争入札の実施.....	52
道選挙管理委員会告示	
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正.....	52
道人事委員会規則	
○職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則.....	53
道人事委員会告示	
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正.....	53
道公安委員会告示	
○警備業法第16条の2の規定に基づく指定医の指定.....	53
道警察本部告示	
○一般競争入札の実施 (3 件)	53

規 則
北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年3月5日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第12号 北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則 北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則 (昭和27年北海道規則第222号) の一部を次のように改正する。 第3条第1号中「60人」を「40人」に改め、同条第2号中「80人」を「50人」に改める。
附 則 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

空を切り、吸い殻などのポイ捨てをなくし、みんなでクリーンな北海道をつくっていきましょう。

農業災害補償法施行細則及び支庁長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第13号

農業災害補償法施行細則及び支庁長事務委任規則の一部を改正する規則
（農業災害補償法施行細則の一部改正）

第1条 農業災害補償法施行細則（昭和34年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「経由」を「提出」に改め、同条中「よる農業共済組合若しくは法第85条の3第1項の認可を受けた市町村又は農業共済組合の組合員が」を「より」に、「提出する」を「提出すべき」に改め、「別に定のあるものを除くほか、」を削り、「を経由しなければ」を「に提出しなければ」に改める。

第5条の見出し中「及び組合員名簿」を削り、同条中「議事録は」を「議事録は、」に改め、「、組合員名簿は別記第6号様式」を削る。

第8条の見出し中「定款変更」を「定款等の変更」に改め、同条第1項中「定款」の次に「又は共済規程」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「定款の変更の認可の」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（定款等の変更の届出）

第8条の2 法第43条第4項の規定による定款又は共済規程の変更の届出は、別記第9号様式によってするものとする。

第9条中「別記第9号様式」を「別記第10号様式」に改める。

第10条中「別記第10号様式」を「別記第11号様式」に改める。

第14条中「第85条の9第2項」を「第85条の9第1項」に、「認可申請書」を「認可の申請」に、「よるもの」を「よってするもの」に改める。

第20条第1項第1号中「検査請求の理由書」を「検査請求理由書」に改める。

第23条中「知事」を「支庁長」に改める。

別記第1号様式中「北海道知事 様」を「 支庁長 様」に、「市（町、村）農業共済組合」を「 農業共済組合」に、「第24条」を「第24条第1項」に改め、同様式の添付書類中6の事項を7の事項とし、2の事項から5の事項までを1事項ずつ繰り下げ、1の事項の次に次のように加える。

2 共 済 規 程 1 通

別記第5号様式中「市（町、村）農業共済組合」を「 農業共済組合」に改め、同様式の4の事項中「総会のときは、」を削り、「内訳を」を「内訳についても」に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式を次のように改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式 削除

別記第8号様式中「定 款 変 更 認 可 申 請 書」を「定款（共済規程）変更認可申請書」に、「北海道知事 様」を「 支庁長 様」に、「市（町、村）農業共済組合」を「 農業共済組合」に改め、「の定款」の次に「（共済規程）」を加え、「認可されるよう」を削り、同様式の添付書類の1の事項中「定款変更理由書」を「定款（共済規程）変更理由書」に改め、同様式の添付書類中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項を3の事項とする。

別記第11号様式を削る。

別記第10号様式中「北海道知事 様」を「 支庁長 様」に、「市（町、村）農業共済組合」を「 農業共済組合」に、「市（町、村）農業共済組合と 市（町、村）農業共済組合」を「農業共済組合と 農業共済組合」に改め、「認可されるよう」を削り、同様式の添付書類中14の事項を15の事項とし、4の事項から13の事項までを1事項ずつ繰り下げ、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 合併によって設立（合併後存続）する農業共済組合の共済規程 1 通

別記第10号様式の末尾欄外の注の事項中「12から14」を「13から15」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第9号様式中「北海道知事 様」を「 支庁長 様」に、「市（町、村）農業共済組合」を「 農業共済組合」に改め、「認可されるよう」を削り、同様式を別記第10号様式とし、別記第8号様式の次に次の1様式を加える。

別記第9号様式（第8条の2関係）

定款（共済規程）変更届出書

年 月 日

支庁長 様

農業共済組合
組合長理事 氏 名 ㊟

当組合の定款（共済規程）を別添のとおり変更したので、農業災害補償法第43条第4項の規定により届け出ます。

添付書類

1 定款（共済規程）変更理由書	1 通
2 新旧条文対照表	1 通
3 議事録の謄本	1 通

別記第12号様式及び別記第13号様式中「北海道知事 様」を「 支庁長 様」に改め、「認可されるよう」を削る。

別記第14号様式中「北海道知事 様」を「 支庁長 様」に、「市

(町、村)農業共済組合」を「農業共済組合」に改め、「認可されるよう」を削り、同様式の添付書類の2の事項中「年齢別」を「年度別」に改める。 別記第15号様式中「北海道知事様」を「支庁長様」に、「市(町、村)農業共済組合」を「農業共済組合」に改め、「されるよう」を削る。 別記第17号様式中「北海道知事様」を「支庁長様」に、「市(町、村)農業共済組合」を「農業共済組合」に改める。 別記第18号様式中「北海道知事様」を「支庁長様」に、「市(町、村)農業共済組合」を「総組合員名のうち名の同意を得ましたので、農業共済組合」に、「を取り消されるよう、総組合員名のうち名の同意を得ましたので、」を「の取消しを」に改める。 別記第19号様式中「北海道知事様」を「支庁長様」に改め、「平成」を削り、<table border="1" data-bbox="431 609 603 690">台帳面積</table>を<table border="1" data-bbox="693 609 865 690">耕地面積</table>に、「〇〇農業共済組合」を「農業共済組合」に、「〇〇市町村長」を「市町村長」に改め、「(B5判縦)」を削る。 別記第20号様式中「平成」を削り、「北海道知事様」を「支庁長様」に、「〇〇農業共済組合」を「農業共済組合」に、「〇〇市町村長」を「市町村長」に改め、「(B5判縦長)」を削る。 (支庁長事務委任規則の一部改正) 第2条 支庁長事務委任規則(昭和23年北海道規則第80号)の一部を次のように改正する。 農政部の項第4号ただし書中「事項中同法第142条の2、第142条の3、第142条の5及び第142条の5の2に規定する」を削り、同号(4)の事項中「定款変更」を「定款及び共済規程の変更」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。 (4の2) 同法第43条第4項の規定による定款及び共済規程の変更の届出の受理に関すること。 附 則 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。 2 農業災害補償法の一部を改正する法律(平成15年法律第91号。以下「改正法」という。)附則第2条又は第3条第1項、第2項若しくは第4項の規定により農業共済組合の設立若しくは合併の認可、定款の変更の認可、共済規程の認可又は共済事業の実施に関する条例の変更の認可の申請を行うときは、第1条の規定による改正前の農業災害補償法施行細則第2条第1項、第8条第1項、第10条又は第15条の規定にかかわらず、第1条の規定による改正後の農業災害補償法施行細則第2条第1項、第8条第1項、第10条又は第15	条の規定の例によりこれを行わなければならない。 3 第2条の規定による改正後の支庁長事務委任規則農政部の項第4号(1)、(4)及び(12)の事項の規定は、改正法附則第2条又は第3条第1項、第2項若しくは第4項の規定による農業共済組合の設立の認可、定款の変更の認可、共済規程の認可又は共済事業の実施に関する条例の変更の認可について準用する。この場合において、同号(1)の事項中「同法第24条から第26条まで」とあるのは「農業災害補償法の一部を改正する法律(平成15年法律第91号)。以下この号において「改正法」という。)附則第2条」と、同号(4)の事項中「同法第43条第2項及び第3項」とあるのは「改正法附則第3条第1項及び第2項」と、「及び共済規程の変更」とあるのは「の変更及び共済規程の制定」と、同号(12)の事項中「同法第85条の10」とあるのは「改正法附則第3条第4項」と読み替えるものとする。				
<table><tr><th colspan="2">訓 令</th></tr></table>		訓 令			
訓 令					
北海道訓令第1号 <table><tr><td></td><td>本 庁</td></tr><tr><td></td><td>出 先 機 関</td></tr></table> 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成16年3月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程(昭和41年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。 別表第2の環境生活部環境室循環型社会推進課の事項第1項の課長専決事項の欄第5号中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改める。 別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項第8号中「一般廃棄物処理施設の設置の許可を取り消し、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同項中第51号を第57号とし、第43号から第50号までを6号ずつ繰り下げ、同項第42号中「昭和46年厚生省令第35号」の次に「。以下この項において「省令」という。」を加え、同号を同項第47号とし、同号の次に次の1号を加える。 (48) 省令第12条の7の7第5項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類の変更又は一般廃棄物の処理の事業の廃止の届出を受理すること。 別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項中第41号を第46号とし、同項第40号中「第23条の3第1項及び第2項」を「第23条の3」に、「第14条第3項」を「第14条第5項」に改め、同号を同項第45号とし、同項第36号から第39号までを5号ずつ繰り下げ、同項第35号中「廃棄物」の次に「若しくは廃棄物であることの疑いのある物」を加え、同号を同			本 庁		出 先 機 関
	本 庁				
	出 先 機 関				

項第40号とし、同項第31号から第34号までを5号ずつ繰り下げ、同項第30号中「第15条の3」を「第15条の2の6」に改め、「産業廃棄物処理施設の設置の許可を取り消し、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第34号とし、同号の次に次の1号を加える。

(35) 第15条の3の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置の許可を取り消すこと。
別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項第29号中「第15条の2の4第3項」を「第15条の2の5第3項」に改め、同号を同項第33号とし、同項中第28号を第31号とし、同号の次に次の1号を加える。

(32) 第15条の2の4の規定に基づき、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出を受理すること。
別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項第27号中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改め、同号を同項第30号とし、同項第26号中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改め、同号を同項第29号とし、同項第25号中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改め、同号を同項第28号とし、同項第24号中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改め、同号を同項第27号とし、同項第23号中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改め、同号を同項第26号とし、同項第22号中「許可を取り消し、又は」を削り、同号を同項第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

(25) 第14条の6において準用する第14条の3の2の規定に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業に係る許可を取り消すこと。
別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項中第21号を第23号とし、同項第20号中「第4項」を「第6項」に改め、同号を同項第22号とし、同項第19号中「許可を取り消し、又は」を削り、同号を同項第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) 第14条の3の2の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業に係る許可を取り消すこと。
別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項中第18号を第19号とし、同項第17号中「第4項」を「第6項」に改め、同号を同項第18号とし、同項第9号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第9条の2の2第1項及び第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置の許可を取り消すこと。

附 則

この訓令は、平成16年3月5日から施行する。

北海道訓令第2号

保 健 福 祉 部

保 健 所

食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令
食品衛生法施行細則取扱手続（昭和52年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。
第5条中「第17条第1項」を「第28条第1項」に改める。
第6条中「第18条」を「第35条第1項」に改める。
第8条中「第21条第2項」を「第52条第2項」に改める。
第9条中「第22条、第23条第1項若しくは第24条」を「第54条、第55条第1項若しくは第56条」に改め、同条第5号中「又は停止処分若しくは」を「若しくは停止の処分又は」に、「承認」を「処分」に改め、同条第6号中「廃止年月日」を「廃止の年月日」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年3月5日から施行する。

告 示

北海道告示第233号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成16年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

図書類の種別	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等
雑 誌	08397-03	マガジン・ウォー	2004年3月号 株式会社マガジンマガジン
同	08877-3	Y h a !やぁ!H i p & L i p	2004年3月号 ワ ニ マ ガ ジ ン 社
同	02591-03	カルビ POWER	2004年3月号 若 生 出 版 株 式 会 社
同	24256-3/31	週刊特報増刊	2004年3月31日発行 株 式 会 社 洋 泉 社
同	16488-3	Z U B A 【ズバッ!】	2004年3月号増刊 インフォレスト株式会社
同	16151-3	Chuッ スペシャル	2004年3月号 ワ ニ マ ガ ジ ン 社
同	04167-03	Street SUGAR 3	2004年3月号 株 式 会 社 サ ン 出 版
同	12203-3	おとなの特選街	2004年3月号 K K ベ ス ト セ ラ ー ズ
同	14077-3	ザ・ベスト MAGAZINE Special	2004年3月号 同
同	04040-02	ザ・ベストマガジンオリジナル	DOPE 同
			2004年2月号増刊

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年

年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第234号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成16年3月8日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成16年3月5日

地 区 名	事 業	種 類	縦 覧 場 所
上美生第2	畑地帯総合整備 [担い手育成型]	(農業用排水、暗きょ、区画整理、土層改良)	北海道十勝支庁
西 幕 別	畑地帯総合整備 [担い手育成型]	(農業用排水、農道、暗きょ、土層改良、区画整理)	同

北海道告示第235号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成16年3月5日

	北海道知事 高 橋 はるみ
1(1) 解除に係る保安林の所在場所	釧路市鶴丘148の2から148の4まで、154の2
(2) 保安林として指定された目的	風害の防備
(3) 解 除 の 理 由	指定理由の消滅
2(1) 解除に係る保安林の所在場所	厚岸郡厚岸町太田西71、72
(2) 保安林として指定された目的	霧害の防備
(3) 解 除 の 理 由	指定理由の消滅
3(1) 解除に係る保安林の所在場所	厚岸郡厚岸町糸魚沢897（次の図に示す部分に限る。）、892
(2) 保安林として指定された目的	霧害の防備
(3) 解 除 の 理 由	指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第236号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成16年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所	野付郡別海町西春別415の265（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的	風害の防備
3 解 除 の 理 由	道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第237号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成16年3月5日

	北海道知事 高 橋 はるみ
1 解除に係る保安林の所在場所	新冠郡新冠町字万世211の1・211の4・212の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、211の3、211の5から211の7まで、211の9
2 保安林として指定された目的	風害の防備
3 解 除 の 理 由	農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第238号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成16年3月5日

	北海道知事 高 橋 はるみ
1(1) 解除予定保安林の所在場所	虻田郡喜茂別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	水源のかん養
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため
2(1) 解除予定保安林の所在場所	空知郡南富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	水源のかん養
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため

- 3(1) 解除予定保安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

(3) 解 除 の 理 由
- 札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
水源のかん養
道路用地とするため
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

(3) 解 除 の 理 由
- 余市郡余市町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
土砂の崩壊の防備
道路用地とするため
- 5(1) 解除予定保安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

(3) 解 除 の 理 由
- 余市郡余市町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
魚つき
道路用地とするため
- 6(1) 解除予定保安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

(3) 解 除 の 理 由
- 夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
水源のかん養
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第239号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により告示する。

平成16年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 処分をした年月日

平成16年2月24日
- 2 処分を受けた者

商号又は名称及び代表者の氏名

主たる営業所の所在地

建設業の許可の番号
- 道南重建工業株式会社

虻田町字泉352-4

般-12

胆第2997号
- 3 処 分 の 内 容

(1) 営業停止の範囲

業種、地域、公共工事の範囲を限定せず、営業の全部の停止

(2) 営業停止の期間

平成16年3月5日から14日までの10日間

- 4 処分の原因となった事実
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条違反

北海道告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ		
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 登余市停車場線	余市郡余市町登町327番1地先（河川敷地）から	平成16. 3. 5
北海道小樽土木現業所	余市郡余市町山田町570番1地先まで	
道道 洞爺湖公園線	有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉101番64地先から	同
北海道室蘭土木現業所	有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉95番11地先まで	
道道 豊浦洞爺線	虻田郡洞爺村字洞爺町75番2地先から	平成16. 3.15
北海道室蘭土木現業所	虻田郡洞爺村字洞爺町77番3地先まで	
道道 美和豊浦停車場線	虻田郡豊浦町字浜町29番20地先から	同
北海道室蘭土木現業所	虻田郡豊浦町字海岸町10番3地先まで	
道道 増毛稲田線	増毛郡増毛町阿分38番4地先（一般国道231号交点）から	平成16. 3. 5
北海道留萌土木現業所	増毛郡増毛町阿分222番10地先まで	
	増毛郡増毛町御料1820番1地先から	
	増毛郡増毛町御料国有林留萌事業区62林班ら小班地先まで	
道道 雨竜旭川線	上川郡鷹栖町748番13地先から	同
北海道旭川土木現業所	上川郡鷹栖町548番5地先まで	
道道 北の峰線	富良野市北の峰町2144番7地先から	同
北海道旭川土木現業所	富良野市北の峰町4782番10地先まで	
道道 達布小平町線	留萌郡小平町字達布国有林留萌南部森林管理署1023林班お小班地先から	同
北海道留萌土木現業所	留萌郡小平町字達布国有林留萌南部森林管理署1023林班お小班地先まで	
道道 別海厚岸線	厚岸郡厚岸町奔渡町2丁目84番地先から	同
北海道釧路土木現業所	厚岸郡厚岸町奔放町2丁目20番1地先まで	
道道 厚岸昆布森線	厚岸郡厚岸町大字太田村字片無去61番1地先から	同
北海道釧路土木現業所	厚岸郡厚岸町大字太田村字片無去59番1地先まで	

北海道告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ									
1 道路の種類 道道									
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域									
路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間			
古 平 神 恵 内 線 北海道小樽土木現業所	古平郡古平町大字浜町字ロクシナイ石狩森林管理署383林班に小班地先から古平郡古平町大字浜町字ロクシナイ石狩森林管理署383林班ぬ小班地先まで		前	33.50mから83.00mまで	200.00m	—			
			後	33.50mから96.00mまで	200.00m	—			
			前	21.00mから76.00mまで	370.00m	—			
			後	22.00mから88.00mまで	370.00m	—			
奥 尻 島 線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字奥尻597番1地先（海浜地）から奥尻郡奥尻町字赤石206番地先（海浜地）まで		前	7.26mから22.20mまで	558.33m	—			
			前	9.03mから41.89mまで	479.30m	—			
			後	9.03mから41.89mまで	558.33m	—			
			後	9.03mから41.89mまで	479.30m	—			
鈴 岡 今 金 停 車 場 線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡今金町字鈴岡149番1地先から瀬棚郡今金町字神丘911番1地先まで		前	12.44mから18.22mまで	1,207.45m	—			
			後	16.37mから20.84mまで	1,207.45m	—			
			前	13.49mから24.74mまで	1,092.63m	—			
			後	15.15mから26.53mまで	1,092.63m	—			
上 向 別 浦 河 停 車 場 線 北海道室蘭土木現業所	浦河郡浦河町字上向別517番1地先から浦河郡浦河町字上向別488番1地先まで		前	7.00mから17.00mまで	124.48m	—			
			後	11.50mから18.00mまで	124.48m	—			
			前	17.17mから25.00mまで	63.73m	—			
			前	17.26mから40.00mまで	44.97m	—			
問 寒 別 佐 久 停 車 場 線 北海道留萌土木現業所	天塩郡幌延町字問寒別602番1地先から天塩郡幌延町字問寒別599番1地先まで		前	17.17mから25.00mまで	63.73m	—			
			前	17.26mから40.00mまで	44.97m	—			
			後	17.26mから40.00mまで	44.97m	—			
			前	13.66mから14.58mまで	230.51m	—			
落 石 港 線 北海道釧路土木現業所	根室市落石西66番1地先から根室市落石西25番11地先まで		後	13.66mから14.58mまで	230.51m	—			

北海道告示第242号									
平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。									
平成16年3月5日									
北海道知事 高 橋 はるみ									
農政部の事項に次の事項を加える。									
103	農作物種子確保事業	同							
104	十勝沖地震農業共同利用施設復旧対策事業	十勝支庁長							

公 表									
北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。									
平成16年3月5日									
北海道知事 高 橋 はるみ									
北海道社会貢献賞									
市（区）町村名	氏名又は団体名	功 績 の 内 容							
札幌市白石区	鈴 木 英 基	清 掃 事 業 功 労							
同 南 区	小 川 末 男	同							
栗 山 町	藤 谷 健 次	同							
同	安 藤 悦太郎	同							
別 海 町	穴 戸 恒之蒸	同							
札幌市中央区	田 村 芳 教	生活環境浄化実践功労者							
長 万 部 町	野 田 敏 郎	同							
当 別 町	金 山 保	同							
小 樽 市	山 本 秀 明	建築物環境衛生功労者							
苫 小 牧 市	高 橋 秀 雄	同							

札幌医科大学告示									
札幌医科大学告示第26号									
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。									
平成16年3月5日									
札幌医科大学長 今 井 浩 三									

次のいずれにも該当すること。

(エ) 平成16年3月1日現在において、引き続き5年以上昇降機保守業務を営んでいること。

次のいずれにも該当すること。

(エ) 平成16年3月1日現在において、引き続き5年以上昇降機保守業務を営んでいること。

次のいずれにも該当すること。

(イ) 1年以上電話交換業務に従事した経験を有する者を常時2名以上雇用していること。

次のいずれにも該当すること。

(ア) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する造園工事の

2 資 格 要 件

(1) 共通的資格要件

各資格の共通の要件は、次のいずれにも該当することとする。

ア 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

イ 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 道税を滞納している者でないこと。

(2) 資格の種類ごとの要件

各資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

ア 札幌医科大学昇降機保守業務その1委託

次のいずれにも該当すること。

(ア) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、国又は地方公共団体と1の表の左欄に掲げる札幌医科大学昇降機保守業務その1委託契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(イ) 資本金の額が、1,000万円以上の営利法人であり、「昇降機検査士資格」を有するものを雇用していること。

(ウ) 札幌市内に本社、支店等の営業拠点があり、24時間迅速な対応ができる者であること。

請負契約に関する資格を有していること。

- (イ) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、1の表の左欄に掲げる札幌医科大学前庭管理業務委託契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (ウ) 資本金の額が、1,000万円以上1億円以下の営利法人であり、造園施工管理技士を2名以上雇用していること。
- (エ) 札幌市内に本社、支店等の営業拠点があり、迅速な対応ができる者であること。
- (オ) 平成16年3月1日現在において、引き続き5年以上造園工事業を営んでいること。

カ 札幌医科大学害虫防除業務委託

次のいずれにも該当すること。

- (ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項で規定する建築物ねずみこん虫等防除業の登録業者であり、防除作業監督者と従事者併せて5名以上雇用していること。
- (イ) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、国又は地方公共団体と害虫防除に係る契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (ウ) 資本金の額が、1,000万円以上の営利法人であること。
- (エ) 札幌市内に本社、支店等の営業拠点があり、迅速な対応ができる者であること。
- (オ) 平成16年3月1日現在において、引き続き5年以上建築物ねずみこん虫等防除業を営んでいること。

(3) 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、(2)に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成16年3月5日（金）から15日（月）まで
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
 - ア 申請書類の提出先 札幌医科大学事務局管財課
 - イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請をしようとする者は、3の(2)のアの申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の表の左欄に掲げる契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の表の左欄に掲げる契約に限定されるものであるため、有効期間の更新は行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

札幌医科大学告示第27号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月5日

札幌医科大学長 今井浩三

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

- ア 札幌医科大学昇降機保守業務その1 一式
- イ 同 その2 一式
- ウ 同 その3 一式
- エ 同 電話交換業務 一式

オ 札幌医科大学前庭管理業務 一式
 カ 同 害虫防除業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間
 ア 札幌医科大学昇降機保守業務その1 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
 イ 同 その2 同
 ウ 同 その3 同
 エ 同 電話交換業務 同
 オ 同 前庭管理業務 平成16年4月5日から11月30日まで
 カ 同 害虫防除業務 同 平成17年3月31日まで

(4) 履 行 場 所
 ア 札幌医科大学昇降機保守業務その1 札幌医科大学校舎、保健医療学部棟、第2看護師宿舍及び記念ホール
 イ 同 その2 札幌医科大学基礎医学研究棟
 ウ 同 その3 同
 エ 同 電話交換業務 札幌医科大学内
 オ 同 前庭管理業務 同 構内及び学生寮
 カ 同 害虫防除業務 同 臨床教育研究棟、基礎医学研究棟及び附属病院

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 札幌医科大学昇降機保守業務その1
 平成16年札幌医科大学告示第26号に規定する札幌医科大学昇降機保守業務その1委託の資格を有すること。

(2) 札幌医科大学昇降機保守業務その2
 平成16年札幌医科大学告示第26号に規定する札幌医科大学昇降機保守業務その2委託の資格を有すること。

(3) 札幌医科大学昇降機保守業務その3
 平成16年札幌医科大学告示第26号に規定する札幌医科大学昇降機保守業務その3委託の資格を有すること。

(4) 札幌医科大学電話交換業務
 平成16年札幌医科大学告示第26号に規定する札幌医科大学電話交換業務委託の資格を有すること。

(5) 札幌医科大学前庭管理業務
 平成16年札幌医科大学告示第26号に規定する札幌医科大学前庭管理業務委託の資格を有すること。

(6) 札幌医科大学害虫防除業務
 平成16年札幌医科大学告示第26号に規定する札幌医科大学害虫防除業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所
 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 札幌医科大学昇降機保守業務その1
 ア 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目
 札幌医科大学事務局管財課入札室
 イ 入 札 日 時 平成16年4月1日（木）午前9時15分
 ウ 開 札 場 所 アに同じ。
 エ 開 札 日 時 イに同じ。

(2) 札幌医科大学昇降機保守業務その2
 ア 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目
 札幌医科大学事務局管財課入札室
 イ 入 札 日 時 平成16年4月1日（木）午前9時30分
 ウ 開 札 場 所 アに同じ。
 エ 開 札 日 時 イに同じ。

(3) 札幌医科大学昇降機保守業務その3
 ア 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目
 札幌医科大学事務局管財課入札室
 イ 入 札 日 時 平成16年4月1日（木）午前9時45分
 ウ 開 札 場 所 アに同じ。
 エ 開 札 日 時 イに同じ。

(4) 札幌医科大学電話交換業務
 ア 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目
 札幌医科大学事務局管財課入札室
 イ 入 札 日 時 平成16年4月1日（木）午前11時15分
 ウ 開 札 場 所 アに同じ。
 エ 開 札 日 時 イに同じ。

(5) 札幌医科大学前庭管理業務
 ア 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目
 札幌医科大学基礎医学研究棟5階共通会議室
 イ 入 札 日 時 平成16年4月2日（金）午前9時30分
 ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。 (6) 札幌医科大学害虫防除業務 ア 入 札 場 所 札幌市中央区南 1 条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟 5 階共通会議室 イ 入 札 日 時 平成16年 4 月 2 日（金）午前 9 時50分 ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。	(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8556 札幌市中央区南 1 条西17丁目 電話番号 011－611－2111 内線 2253 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 札幌医科大学告示第28号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 5 第 1 項の規程により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成16年 3 月 5 日 札幌医科大学長 今 井 浩 三 1 資格及び調達をする役務の種類 平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成16年 3 月 5 日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学附属図書館の複写サービスの供給に係る契約 (2) 資 格 札幌医科大学附属図書館の複写サービスの供給の資格（以下「資格」という。） (3) 役 務 の 種 類 札幌医科大学附属図書館の複写サービスの供給 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。 (2) 政令第167条の 4 第 2 項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行なう指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 平成16年 3 月 5 日において引き続き 2 年以上その供給事業を営んでいること。 (6) 札幌医科大学附属図書館の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。 (7) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明し
--	---

た者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び企業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期

- (1) 申請の時期 平成16年3月5日（金）から12日（金）まで
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 札幌医科大学附属図書館
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

5 資格の審査の再申請

- (1) 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
 - ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者
 - イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
 - ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行なわない。

7 資格の喪失

資格を有するものが2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

札幌医科大学告示第29号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月5日

札幌医科大学長 今井浩三

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
札幌医科大学附属図書館の複写サービスの供給
複写機（白黒） 1台
同（白黒・カラー兼用機） 1台
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

- (4) 履行場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年札幌医科大学告示第28号に規定する複写サービスの供給に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学附属図書館

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学東棟1階学務課会議室
- (2) 入札日時 平成16年3月18日（木）午後1時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和24年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条

第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（入札価格（単価）に予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価及び入札総価格）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学附属図書館 イ 所 在 地 郵便番号 060－8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011－611－2111 内線 2414 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (7) 詳細は、入札説明書による。 札幌医科大学告示第30号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月5日 札幌医科大学長 今 井 浩 三 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 名 称 アルファロールカプセル1μg（PTP 700cap）ほか288品目 イ 調達予定数量 別表のとおり (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日 (4) 納入場所 札幌医科大学医学部附属病院 2 入札に参加する者に必要な資格 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等競争入札参加資格を有すること。	(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。 (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく医薬品の一般販売業の許可を受けていること。 (4) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学医学部附属病院臨床第一会議室(A) (2) 入 札 日 時 平成16年3月22日 午前9時15分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則第151条第1項の規定により定めた各々の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出期限（日時）及び提出場所 (1) 提 出 期 限 平成16年3月15日（月）午後5時 (2) 提 出 場 所 3に同じ。 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課
---	---

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、消費税相当額は平成16年4月1日適用の消費税法（昭和63年法律第108号）の取扱いによるものとする。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局病院課

イ 所 在 地 郵便番号 060－8556 札幌市中央区南1条西16丁目

電話番号 011－611－2111 内線 3138

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

別表

物 品 の 名 称 等			調達予 定数量	調達 単位
1	アルファロールカプセル 1 μ g	P T P 700cap	22	箱
2	アンカロン錠100 100mg	同 100 T B	42	同
3	アムロジン錠5 5 mg	同 700 T B	32	同
4	イレッサ錠 250mg	同 1錠×14	32	同
5	イトリゾールカプセル50 50mg	同 100cap	52	同
6	ウルソ100 100mg	同 1000 T B	112	同
7	塩酸モルヒネ	5 g	340	同
8	塩酸バンコマイシン散 0.5 g	10 V	484	同
9	MS コンチン錠 60mg	100錠	48	同
10	同 10mg	200錠	90	同
11	同 30mg	P T P 100錠	56	同
12	カバサル錠 1 mg	同	68	同
13	ガスター錠 20mg	同 1400 T B	58	同
14	グリベックカプセル 100mg	同 10cap×12	64	同
15	クラビット錠 100mg	同 420 T B	92	同
16	経口用トロンビン細粒 5千単位	0.5 g ×10包	176	同
17	コンビビル錠	P T P 100錠	10	同
18	ザンタック錠150 150mg	同 1400錠	26	同
19	サンディミュン50 50mg	同 100cap	26	同
20	ジプレキサ錠 10mg	同 100錠	34	同
21	ジフルカンカプセル 100mg	同 50cap	68	同
22	ゼフィックス錠 100mg	同 70錠	40	同
23	セレジスト錠 5 mg	同 28錠	164	同
24	セルベックスカプセル50 50mg	同 3150cap	38	同
25	セロクエル錠 100mg	同 100錠	126	同
26	タケブロンカプセル 30mg	同 100cap	112	同
27	ティーエスワンカプセル20	同 140cap	26	同
28	同 25	同	20	同
29	ディオパン錠 80mg	同 140錠	78	同
30	ドルナー錠20 20 μ g	同 1050 T B	18	同
31	ナゼアOD錠 0.1mg	同 10錠	118	同
32	ニフレック	137.155 g ×10袋	192	同
33	ネオオーラルカプセル 50mg	P T P 100cap	42	同
34	パキシル錠 10mg	同 100錠	146	同
35	同 20mg	同	86	同

36	バリエット錠 20mg	同	40	同
37	パナルジン 100mg	同 1400 T B	20	同
38	ハルナール 0.2mg	同 140cap	70	同
39	ヒスロンH200 200mg	同 100 T B	54	同
40	ファンギゾンシロップ 10%	24 mℓ×10本	250	同
41	ブレタール錠 50mg	P T P 700 T B	26	同
42	プロレナール錠 5 μ g	同 1050錠	20	同
43	プログラフカプセル 1 mg	同 100cap	28	同
44	フロモックス 100mg	同 100錠	372	同
45	マイスリー錠 10mg	同	206	同
46	ムコスタ錠100 100mg	同 1050 T B	152	同
47	メチコパール錠 500 μ g	同 1050錠	116	同
48	メバロチン錠 10mg	同 700 T B	20	同
49	ラキソベロン液 0.75%	10 mℓ×10本	660	同
50	ラコール 200 mℓ／袋	200 mℓ×24袋	960	同
51	リーバクト顆粒 4.74 g／包	210包	32	同
52	リビトール錠 10mg	P T P 100錠	104	同
53	硫酸ポリミキシンB錠 100万単位	同 100 T B	52	同
54	レベトールカプセル 200mg	同 140cap	15	同
55	ロキソニン錠 60mg	同 3150 T B	46	同
56	アドフィード 10cm×14cm	6枚×50包	200	同
57	イソジン液 10%	250 mℓ×1	6,500	同
58	エレース	10 V	600	同
59	オリブ油（滅菌済）	25 mℓ×24本	280	同
60	オベガードネオキット	500 mℓ×5キット	100	同
61	キサラタン点眼液	2.5 mℓ×10本	80	同
62	キシロカインゼリー 2%	30 g ×5本	1,800	同
63	クラビット点眼液 0.5%	5 mℓ×10本	450	同
64	ゲーベンクリーム 1% 500 g	500 g ×1本	220	同
65	サージェル綿型シート 5.1×2.5cm	10枚	222	同
66	サーファクテン 120mg	1 同	84	同
67	消毒用エタノール	500 mℓ×1	2,600	本
68	同	3.6 ℓ×1本（ポリ）	460	同
69	セルタッチ 10×14cm	6枚×50包	248	箱
70	タココンプ 9.5×4.8cm／枚	1枚	158	同
71	ティシール2.0mℓ	5瓶1組	90	同
72	テゴー51 10%	3 ℓ 1本	840	本
73	ハイポアルコール 10%	500 mℓ×1本	2,300	同
74	ヒーロン 1%0.85mℓ	1 筒	670	箱
75	同 V 0.6mℓ	1 キット	300	同
76	ピソルボン吸入液 0.2%45mℓ	1 本	1,920	本
77	フィブラストスプレー500 μ g（溶解液5 mℓ付）	1 瓶	320	箱
78	フシジンレオ軟膏	500 g	360	同
79	ベリプラスト 1 mℓ	4 瓶1組	168	同
80	同 3 mℓ	同	264	同
81	ボルタレンサボ 50mg	50本	440	同
82	ボルヒール 5.0mℓ	5 mℓ×4瓶1組／箱	258	同
83	モーラステープL〈ユートク〉7枚／袋	7枚×10袋	448	同
84	ウエルバス	1 ℓ×1本	620	本
85	ディスオーパ消毒液 0.55%	3.8 ℓ×1本	1,560	同
86	ヒビスコール液A	1 ℓ×1本	800	同
87	マスキンスクラブ	同	1,000	同
88	ステリハイドL 2%5 ℓ	5 ℓ×1本	960	同
89	ヒビスクラブ	500 mℓ	600	同
90	アイソボリン注 25mg	10 V	280	箱
91	アクブラ静注用 50mg	1 V	120	同
92	アドパフェロン注射液1200万単位（0.4 mℓ）	1200万単位×1瓶	200	同

93	アドリアシン注 10mg	10V	140	箱
94	アナペイン注 2mg/ℓ	100ℓ/袋	1,000	同
95	アミノトリパ1号 1700ℓ	5袋	300	同
96	同 2号 1800ℓ	同	200	同
97	アミノフリード 500ℓ	20キット	1,100	同
98	アネキセート注射液 0.5mg	5ℓ×5A	200	同
99	アルブミン献血 25%	50ℓ×1V	3,600	瓶
100	アルブミナー 5%	250ℓ×1V	600	同
101	アルツディスポ 1%2.5ℓ	10シリンジ	100	箱
102	アレディア注 15mg	1V	240	瓶
103	同 30mg	同	282	同
104	アンベック注 200mg	5ℓ×5A	100	箱
105	IFNβモチダ300 300万国単位	1V	240	瓶
106	イオパミロン300	20ℓ×5V	150	箱
107	同	100ℓ×5V	130	同
108	同 300シリンジ	100ℓ×5V	310	同
109	同 370シリンジ	同	130	同
110	イノバン注100mg	5ℓ×10A	630	同
111	イオメロン350	100ℓ×5V	28	同
112	同 350シリンジ	同	140	同
113	イソピスト240	10ℓ×5V	50	同
114	イントロンA注射用600(溶解液付)	1V	480	瓶
115	イムネース注35万国内標準単位	同	300	同
116	ウロキナーゼ6万 6万IU	10V	100	箱
117	ウテメリン注 1%	5ℓ×10A	640	同
118	ヴィーンF注 500ℓ	20V	1,700	同
119	エスポー皮下用注6000IU	0.5ℓ×1A	360	同
120	同 12000IU	同	420	同
121	同 24000IU	同	200	同
122	エフオーワイ注射用 100mg	30V	60	同
123	注射用エラスポール 100mg	10V	280	同
124	塩酸モルヒネ注射液 50mg「タケダ」	5ℓ×10A	400	同
125	HMG「日研」75単位	10V	100	同
126	エボジンS注3000IU	0.5ℓ×10筒	36	同
127	同 6000IU	同	24	同
128	FOY 500mg	10V	480	同
129	塩酸バンコマイシン(点滴静用)0.5g	同	500	同
130	オイパロミン300シリンジ	100ℓ×5シリンジ	310	同
131	オブチレイ320シリンジ	100ℓ×5筒	160	同
132	同 350	100ℓ×5V	60	同
133	オムニスキャンシリンジ	10ℓ×5筒	110	同
134	同	15ℓ×5筒	65	同
135	オムニパーク300シリンジ	100ℓ×5筒	275	同
136	同 300	100ℓ×5V	160	同
137	同 300シリンジ	50ℓ×5V	64	同
138	同 350シリンジ	100ℓ×5筒	32	同
139	同 300シリンジ	150ℓ×5筒	96	同
140	オンコピン 1mg	1V	700	瓶
141	オーアイエフ500万IU	500万国単位1V	170	本
142	大塚生食注TN 100ℓ	10V	2,800	箱
143	ガスター注射用 20mg	50A	230	同
144	カタボン・Hi 600mg	10袋	130	同
145	カイトリル注射液 3ℓ	5A	480	同
146	カルベニン点滴用 0.5g	10V	500	同
147	キシロカインポリアンブ 1%	10ℓ×10A	2,800	同
148	強力ネオミノファーゲン・シー 20ℓ	30A	1,200	同
149	キロサイドN注 400mg	10A	40	同

150	キンダリーAF-2号	A液9ℓ B液11.34ℓ	700	同
151	グリセオール注 200ℓ	10V	540	同
152	グルカゴンG・ノボ注射用1国際単位	1V	3,000	瓶
153	グラン注射液 75ℓg	0.3ℓ×1A	1,200	箱
154	同 150ℓg	0.6ℓ×1A	750	同
155	同 M 300ℓg	0.7ℓ×1A	840	同
156	献血グロベニン-I 2.5g	2.5g×1V	840	瓶
157	ケタラール50 500mg	10ℓ×10V	200	箱
158	サブバックB	2020ℓ×5袋	700	同
159	ザンタック注射液100mg	4ℓ×10A	720	同
160	サンディミュン注射液 0.25g	5A	168	同
161	ジェムザール注 1g	1V	130	同
162	ジフルカン静注液 100mg	5V	200	同
163	同 200ℓ	同	300	同
164	シプロキササン注 300mg	150ℓ×1V	2,900	瓶
165	シグマート注 12mg	10V	270	箱
166	スベニールディスポ	2.5ℓ×10筒	96	同
167	スルペラゾン静注用 1gキット(生食100ℓ付)	10キット	480	同
168	スミフェロンDS300シリンジ	1筒	360	筒
169	同 600シリンジ	同	630	同
170	セファメジンα 1gキット(生食100ℓ付)	10キット	1,080	箱
171	セフメタゾンキット点滴静注用 1g(生食100ℓ付)	同	240	同
172	セロトーン注 2ℓ	5A	160	同
173	ソリターT3号 500ℓ	20V	1,680	同
174	ソル・メドロール 125mg	5V	460	同
175	同 500mg	同	600	同
176	ゾラデックスLA 10.8mgデポ	1V	90	同
177	同 3.6mgデポ	同	210	筒
178	同 点滴静注用 250mg	5V	280	箱
179	ゾフラン注4mg 2ℓ	2ℓ×5A	360	同
180	タゾシン静注用 2.5g	10V	108	同
181	ダカルバジン注協和 100mg	5V	180	同
182	タゴシッド注 200mg	10V	200	同
183	ダラシンS注 600mg	10A	700	同
184	チエナム点滴用 0.5g	10V	200	同
185	同 0.5gキット(生食100ℓ付)	10キット	600	同
186	ディブリバン注キット1% 500mg	50ℓ×1筒	1,920	同
187	デカドロン注射液 4mg	1ℓ×50A	200	同
188	点滴用デノシン 500mg	1V	840	同
189	ドフトレックス注射液 100mg	10A	300	同
190	ドルミカム注 10mg	同	3,600	同
191	トポテシン注 40mg	2ℓ×1V	720	本
192	同 100mg	5ℓ×1V	240	同
193	ナゼア注射液 0.3mg	2ℓ×5A	560	箱
194	ニドラン注射用 50mg	6V	50	同
195	ブログラフ注射液 5mg	1ℓ×5A	54	同
196	ノボ・ヘパリン注 5000単位	5ℓ×5V	2,500	同
197	ノイトロジン注 50ℓg	10V	30	同
198	同 100ℓg	1V	1,000	同
199	同 250ℓg	同	800	同
200	ノイアップ注 50ℓg	5V	48	同
201	同 100ℓg	同	84	同
202	同 250ℓg	1V	250	同
203	ハーセプチン注射用 150mg	同	240	同
204	ハプトグロビン注 2000単位	100ℓ×1V	240	瓶
205	パラブラチン注 150mg	15ℓ×1V	420	箱
206	同 450mg	45ℓ×1V	280	同

207	ハベカシン注射液 100mg	2 mL×10 A	160	箱	264	モイオパーク300シリンジ	100mℓ× 5 シリンジ	275	同
208	ハンブ注射用1000	1000μg ×10 V	500	同	265	モダシン静注用 1 g	10 V	360	同
209	パンスボリン静注用 1 g バッグ S	10 キット	1,260	同	266	ユナシン S 静注用 1.5 g	同	300	同
210	ヒスフォナール注射液 10mg	5 mℓ× 1 A	500	同	267	ユニカリック L 2000mℓ	5 袋	600	同
211	ヒルトニン 2 mg注射液 0.2%	1 mℓ×10 A	24	同	268	同 N 1000mℓ	10袋	168	同
212	ビーエヌツイーン 1号 1000mℓ	7 袋	274	同	269	同 2000mℓ	5 袋	420	同
213	同 ー 2号 1100mℓ	同	216	同	270	ラジカット注 30mg	20mℓ×10 A	100	同
214	同 ー 3号 1200mℓ	同	178	同	271	ランダ注 10mg	20mℓ× 1 V	2,360	本
215	5ーF U協和 250mg	5 mℓ×10 A	600	同	272	同 50mg	100mℓ× 1 V	700	同
216	ファーストシン静注用 1 g	1 g ×10 V	200	同	273	ラステット注 100mg	5 mℓ×10 A	80	箱
217	同 バッグ S	1 g ×10キット	440	同	274	リツキサン注 100mg	10mℓ× 1 V	72	同
218	ファンガード点滴用 50mg	10 V	120	同	275	同 500mg	50mℓ× 1 V	36	同
219	フィジオゾール・ 3号	500mℓ×30 V	350	同	276	リンデロン注 100mg	5 A	70	同
220	フィプロガミン P	4 mℓ× 6 V	48	同	277	リブル 1 mℓ	10 A	40	同
221	フェンタネスト 0.005%	2 mℓ×10 A	1,380	同	278	同 2 mℓ	同	108	同
222	ブラズマネートカッター 250mℓ	1 V	1,200	瓶	279	リユー布林注射用キット1.88	1.88mg× 1 筒	50	同
223	フルダラ注 50mg	50mℓ× 1 V	96	同	280	同 3.75	3.75mg× 1 筒	360	同
224	ブロスコープ370	100mℓ× 5 V	78	箱	281	リユー布林 S R 注射用キット11.25	11.25mg× 1 キット	90	同
225	同 300シリンジ	100mℓ× 5 筒	76	同	282	リンフォグロブリン注射液 100mg	1 V	240	瓶
226	ブロスタルモン・ F 注射液1000 1 mg	1mℓ×50 A	48	同	283	レボビスト 2.5 g	2.5 g × 1 V	500	箱
227	ブロスタンディン注射用 20μg	10 A	480	同	284	レミケード点滴静注用 100mg	100mg×1 V	48	同
228	プロハンス注	15mℓ× 5 V	30	同	285	ロイコボリン筋注用 0.3% 1 mℓ	1 mℓ×10 A	480	同
229	同	20mℓ× 5 V	32	同	286	ロイスタチン注 8 mg	8 mℓ× 1 V	48	同
230	フローラン静注用 0.5mg	1 V	230	同	287	ロセフィン静注用 1 g	10 V	160	同
231	フロリード F 注 200mg	20mℓ×10 A	150	同	288	ロピオン注 5 mℓ	50 A	220	同
232	フルマリン静注用 1 g（力価）	10 V	240	同	289	ワゴスチゲミン注 0.05%	1 mℓ×50 A	350	同
233	同 1 g キット（生食100mℓ付）	10 キット	800	同					
234	フェロン 300万 I U	1 V	710	同					
235	同 600万 I U	同	280	同					
236	ブロスタンディン注射用 500μg	5 V	72	同					
237	ファルモルビン注 10mg	同	360	同					
238	フサン50 50mg	10 V	640	同					
239	フラグミン静注 5000低分子ヘパリン国際単位	10 A	200	同					
240	フルカリック 1号 903mℓ	10 キット	120	同					
241	同 2号 1003mℓ	同	120	同					
242	ヘスパンダー 500mℓ	10袋	300	同					
243	ヘキサブリックス320	100mℓ× 1 V	420	瓶					
244	ベタフェロン皮下注	5 V	360	箱					
245	ペントシリン静注用 2 g バッグ	10 バッグ	120	同					
246	ベルジピン注射液 10mg	10mℓ×10 A	360	同					
247	ヘルベッサー注射用 50mg	10 A	90	同					
248	ヘパリン N a ロック10シリンジ	10mℓ×10筒	3,500	同					
249	ヘパリンナトリウム注 N「シミズ」 5 千単位	5 mℓ×10 A	1,400	同					
250	ホスミシン S バッグ 2 g 点滴静注用	10 キット	120	同					
251	ポリグロビン N 2.5 g	1 V	960	同					
252	マーカイン注 0.25%	100mℓ× 1 V	1,500	同					
253	マキシビーム注射用 1 g	10 V	120	同					
254	マグネビストシリンジ 10mℓ	5 筒	150	同					
255	同 15mℓ	同	54	同					
256	マスキュラックス静注用 10mg	10 V	760	同					
257	ミラクリッド注 10万単位	10 A	140	同					
258	ミルリール注射液 10mg	10mℓ× 5 A	60	同					
259	ミネラリン注 2 mℓ	50 A	144	同					
260	メソトレキセート注射用 50mg	1 V	480	瓶					
261	同 200mg	同	720	同					
262	メロベン点滴用 0.5 g	10 A	100	箱					
263	同 0.5 g キット（生食100mℓ付）	10 キット	160	同					

札幌医科大学告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年 3月 5日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

- | | | |
|---|-------------------|----|
| ア | 札幌医科大学臨床教育研究棟清掃業務 | 一式 |
| イ | 同 基礎医学研究棟清掃業務 | 一式 |
| ウ | 同 保健医療学部棟等清掃業務 | 一式 |
| エ | 同 国際医学交流センター等清掃業務 | 一式 |

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び作業要領による。

(3) 契 約 期 間 平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで

(4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 北海道総務部が作成した平成15年度・平成16年度北海道競争入札参加資格者名簿（庁舎等清掃）に登録され、かつ、石狩支庁管内に事業所を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 平成14年1月1日以降、資格審査を申請する日までに道から庁舎等清掃業務の受注実績がある場合、業務改善命令等を受けていないこと。 (4) 資本金の額が1,000万円以上及び従業員を100名以上雇用していること。 (5) 石狩支庁管内の事業所において、建築物環境衛生管理者及びビルクリーニング技能士が各3名以上いること。 (6) ポリシャー及び真空掃除機が30台以上であること。 (7) 従業員のうち研修終了者の占める割合が80パーセント以上であること。 (8) 資格審査の申請を行った日の直前2ヶ年において、清掃対象面積がおおむね1万平方メートル以上の建物の清掃業務の契約を締結し、かつ、誠実に履行している者であること。 (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たすものであること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成16年3月5日（金）から12日（金）まで イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約事項を示す場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟 1階会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8556 札幌医科大学事務局総務課） (2) 入札日時 ア 1の(1)のア 平成16年3月19日（金）午後1時30分 イ 同 イ 同 午後2時 ウ 同 ウ 同 午後2時30分 エ 同 エ 同 午後3時	(3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までに定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付日時 平成16年3月5日（金）から12日（金）まで (2) 交付場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課 (3) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 最低価格の入札者を落札者とししない場合 この入札は、最低制限価格を設定しているので、最低制限価格に満たない入札が行われた場合は最低の価格でもって入札した者であっても、落札者とならない。 11 契約書作成の要否 要 12 その他 (1) 1の(1)の調達する役務ごとに入札する。 (2) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業
---	--

者であるかを申し出ること。 (4) 業 務 概 要 説 明 入札参加資格審査後、参加資格者に対し、随時行う。 (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011－611－2111 内線 2112 (6) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (7) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (8) この入札の執行は、公開する。 (9) 詳細は、入札説明書による。	査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成16年3月5日（金）から19日（金）まで イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079－0198 北海道美唄市光珠内町東山 北海道立林業試験場総務部総務課 エ 審 査 の 結 果 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 (4) 契約条項を示す場所 北海道美唄市光珠内町東山 北海道立林業試験場総務部総務課 (5) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道美唄市光珠内町東山 北海道立林業試験場実験研修棟 森林工学実習室 イ 入 札 日 時 平成16年3月26日（金）午前10時 ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (6) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 (7) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 (4)に同じ。 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (8) 郵 便 に よ る 入 札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 (9) 落 札 者 の 決 定 方 法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 (10) 最低制限価格の設定 この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
道 立 林 業 試 験 場 告 示	
北海道立林業試験場告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月5日 北海道立林業試験場長 原 田 輝 治 1(1) 入札に付する事項 ア 調達をする役務の名称及び数量 北海道立林業試験場庁舎等清掃業務 一式 イ 調達する役務の仕様等 入札説明書による。 ウ 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで エ 履 行 場 所 北海道美唄市光珠内町東山 北海道立林業試験場庁舎及び実験研修棟等 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、(1)のアに定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (3) 条件付一般競争入札参加の審査 この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審	

(11) 契約書作成の要否 要 (12) そ の 他 ア 開札の時に、(2)の規定に資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申告書を提出すること。 2(1) 入札に付する事項 ア 調達をする役務の名称及び数量 北海道立林業試験場庁舎等警備業務 一式 イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 ウ 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで エ 履行場所 北海道美唄市光珠内町東山 北海道立林業試験場庁舎及び実験研修棟等 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。 イ 1の(2)イ及びウに同じ。 (3) 条件付一般競争入札参加の審査 この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、1の(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 1の(3)のアに同じ。 イ 申請の方法 同 イに同じ。 ウ 申請書類の提出先 同 ウに同じ。 エ 審査の結果 同 エに同じ。	(4) 契約条項を示す場所 同 (4)に同じ。 (5) 入札執行の場所及び日時 ア 入札場所 1の(5)のアに同じ。 イ 入札日時 平成16年3月26日（金）午前10時20分 ウ 開札場所 アに同じ。 エ 開札日時 イに同じ。 (6) 入札保証金 1の(6)のア及びイに同じ。 (7) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交付場所 1の(7)のアに同じ。 イ 交付方法 同 イに同じ。 (8) 郵便による入札 同 (8)に同じ。 (9) 落札者の決定方法 同 (9)に同じ。 (10) 最低制限価格の設定 同 (10)に同じ。 (11) 契約書作成の要否 要 (12) そ の 他 1の(12)に同じ。 3(1) 入札に付する事項 ア 調達する役務の名称及び数量 北海道立林業試験場ボイラー管理業務 一式 イ 調達する役務の仕様等 入札説明書による。 ウ 契約期間 平成16年4月1日から30日まで及び平成16年10月1日から平成17年3月31日まで エ 履行場所 北海道美唄市光珠内町東山 北海道立林業試験場庁舎 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成15年北海道告示第17号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。 イ ボイラー技士を5名以上有していること。 ウ 1の(2)イ及びウに同じ。 (3) 条件付一般競争入札参加の審査 この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、(2)のイ及び1の(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 1の(3)のアに同じ。 イ 申請の方法 同 イに同じ。 ウ 申請書類の提出先 同 ウに同じ。
--	--

- エ 審査の結果 1の(3)のエに同じ。
- (4) 契約条項を示す場所 同 (4)に同じ。
- (5) 入札執行の場所及び日時
- ア 入札場所 1の(5)のアに同じ。
- イ 入札日時 平成16年3月26日（金）午前10時40分
- ウ 開札場所 アに同じ。
- エ 開札日時 イに同じ。
- (6) 入札保証金
- 1の(6)のア及びイに同じ。
- (7) 入札説明書の交付に関する事項
- ア 交付場所 1の(7)のアに同じ。
- イ 交付方法 同 イに同じ。
- (8) 郵便による入札 同 (8)に同じ。
- (9) 落札者の決定方法 同 (9)に同じ。
- (10) 契約書作成の要否 要
- (11) その他 1の(12)に同じ。
- 4 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道立林業試験場総務部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-0198 北海道美唄市光珠内町東山
電話番号 01266-3-4164 内線 221
- 5 この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- 6 この入札及び契約は調達手続の停止等が有り得る。
- 7 この入札の執行は、公開する。
- 8 詳細は入札説明書による。

道札幌土木現業所告示**北海道札幌土木現業所告示第8号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成16年3月5日

北海道札幌土木現業所長 上 楽 喜久雄

1 入札に付する事項**(1) 調達をする賃貸物品等の名称及び数量**

ア 道路パトロールカー 7台（1月当たりの単価）

- イ 河川パトロールカー 2台（同 ）
- ア及びイについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間
- ア 平成16年6月9日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成22年5月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- イ 平成16年5月26日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成22年5月15日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 北海道札幌土木現業所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成16年3月9日から19日まで
- イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
- 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所3階第1会議室
- (2) 入札日時 平成16年4月1日（木）午後1時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金及び契約保証金

免除する。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等又は電報による入札 認めないものとする。 9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しないもののした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 064－0811 札幌市中央区南11条西16丁目 電話番号 011－561－0201 内線 209 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	北海道教育委員会教育長告示第4号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月5日 北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 名 称 P P C用紙（A 4判再生上質紙1箱当たりの単価） イ 数 量 調達予定数量 3,300箱 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (4) 納 入 場 所 北海道教育庁構内 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 仕様説明の場所及び日時 入札説明書交付の場所で交付時に行う。 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部財務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 北海道教育庁8階2号会議室 (2) 入 札 日 時 平成16年3月25日 午後3時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって
道教育委員会教育長告示	

- 入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 そ の 他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道教育庁企画総務部財務課
イ 所 在 地 郵便番号 060－8544 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011－231－4111 内線 35－162
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育委員会教育長告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成16年3月5日

北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫

- 1 資格及び調達をする役務の種類
平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契 約 平成16年3月5日に一般競争入札の公告を行うカラー複写サービスの供給契約
- (2) 資 格 カラー複写サービスの供給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 カラー複写サービスの供給
- 2 資 格 要 件
次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成16年3月5日の直前の納期限までの道税を滞納していないこと。
- (5) 平成16年3月5日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- 3 資 格 要 件 の 特 例
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。
- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
- 4 資格審査の申請の時期
- (1) 申 請 の 時 期 平成16年3月5日（金）から12日（金）まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することによって行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道教育庁企画総務部学校施設課
イ 提出先の所在地 郵便番号 060－8544 札幌市中央区北3条西7丁目
- 5 資格審査の再申請
- (1) 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したもの
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再 申 請 の 方 法
再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道教育委員会教育長告示第6号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月5日 北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 調達をする役務の名称 カラー複写サービスの供給（カラー複写機 1台） イ 調達をする役務の年間予定数量 カラー 30,000枚（月平均2,500枚） モノクロ 2,400枚（月平均 200枚） (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納 入 場 所 北海道教育庁企画総務部学校施設課（札幌市中央区北3条西7丁目） 2 入札に参加する者に必要な資格 平成16年北海道教育委員会教育長告示第5号に規定するカラー複写サービスの供給契約に関する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部学校施設課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 北海道教育庁 8階2号会議室 (2) 入 札 日 時 平成16年3月25日（木）午前10時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項	(1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等又は電報による入札 認めないものとする。 8 落札者の決定方法 すべての区分に応じた複写サービスの一式及び1枚当たりの入札金額が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内の者であって、入札書記載の入札総価格（各区分における入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き相当額（単価及び入札総価額）とすること。 なお、消費税等相当額は当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。 (3) 消費税等課税事業者等の申出 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であることを申し出ること。 (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁企画総務部学校施設課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8544 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011－231－4111 内線 35－463 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。
	道教育庁空知教育局告示
	北海道教育庁空知教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月5日

北海道教育庁空知教育局長 松 尾 昭 房

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

- ア 空知管内道立学校ボイラー等管理業務（Aブロック）一式
- イ 同（Bブロック）一式
- ウ 同（Cブロック）一式
- エ 同（Dブロック）一式
- オ 空知管内道立学校警備業務（Aブロック）一式
- カ 同（Bブロック）一式
- キ 同（Cブロック）一式
- ク 同（Dブロック）一式
- ケ 同（Eブロック）一式
- コ 同（Fブロック）一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

- ア 空知管内道立学校 6校
- イ 同 9校
- ウ 同 10校
- エ 同 7校
- オ 同 6校
- カ 同 6校
- キ 同 4校
- ク 同 6校
- ケ 同 7校
- コ 同 4校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 1の(1)のアからエまでに係る分

- ア 平成15年北海道告示第17号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ウ 空知支庁管内において、当該契約の履行が可能であること。

(2) 1の(1)のオからコまでに係る分

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 空知支庁管内において、当該契約の履行が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年3月5日から12日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道岩見沢市8条西5丁目
北海道空知支庁3階空知教育局会議室

(2) 入札日時

ア 平成16年3月17日（水）午前9時30分

イ 同 午前10時

ウ 同 午前10時30分

エ 同 午前11時

オ 同 18日（木）午前9時30分

カ 同 午前10時

キ 同 午前10時30分

ク 同 午前11時

ケ 同 午前11時30分

コ 同 午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む）の100分の5に相当する額以上の入札保

証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関係する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該入札金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 068－8550 北海道岩見沢市8条西5丁目 電話番号 0126－23－2231 内線 3117 (4) この入札及び契約は、手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開とする。	(6) 詳細は、入札説明書による。 <tr> <th colspan="2" data-bbox="1150 235 2116 311">道教育庁後志教育局告示</th></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1150 311 2116 1497"> 北海道教育庁後志教育局告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月5日 北海道教育庁後志教育局長 上 林 猛 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 後志管内道立学校警備業務委託（A地区） 委 託 対 象 校 小樽潮陵高等学校、小樽桜陽高等学校、小樽商業高等学校、小樽工業高等学校、小樽水産高等学校、小樽聾学校及び高等聾学校 イ 後志管内道立学校警備業務委託（B地区） 委 託 対 象 校 寿都高等学校、蘭越高等学校、喜茂別高等学校、倶知安高等学校、倶知安農業高等学校、共和高等学校、岩内高等学校、古平高等学校、仁木商業高等学校、余市高等学校、余市養護学校及び余市養護学校しりべし学園分校 ウ 後志管内道立学校ボイラー等管理業務委託（Aブロック） 委 託 対 象 校 小樽潮陵高等学校、小樽桜陽高等学校、小樽商業高等学校、小樽工業高等学校、小樽水産高等学校、倶知安高等学校、岩内高等学校、高等聾学校及び余市養護学校 エ 後志管内道立学校ボイラー等管理業務委託（Bブロック） 委 託 対 象 校 寿都高等学校、蘭越高等学校、喜茂別高等学校、倶知安農業高等学校、共和高等学校、古平高等学校、仁木商業高等学校、余市高等学校、小樽聾学校及び余市養護学校しりべし学園分校 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (4) 履 行 場 所 (1)のアからエまでに掲げる委託対象校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 1の(1)のアに係る部分 ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 </td></tr>	道教育庁後志教育局告示		北海道教育庁後志教育局告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月5日 北海道教育庁後志教育局長 上 林 猛 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 後志管内道立学校警備業務委託（A地区） 委 託 対 象 校 小樽潮陵高等学校、小樽桜陽高等学校、小樽商業高等学校、小樽工業高等学校、小樽水産高等学校、小樽聾学校及び高等聾学校 イ 後志管内道立学校警備業務委託（B地区） 委 託 対 象 校 寿都高等学校、蘭越高等学校、喜茂別高等学校、倶知安高等学校、倶知安農業高等学校、共和高等学校、岩内高等学校、古平高等学校、仁木商業高等学校、余市高等学校、余市養護学校及び余市養護学校しりべし学園分校 ウ 後志管内道立学校ボイラー等管理業務委託（Aブロック） 委 託 対 象 校 小樽潮陵高等学校、小樽桜陽高等学校、小樽商業高等学校、小樽工業高等学校、小樽水産高等学校、倶知安高等学校、岩内高等学校、高等聾学校及び余市養護学校 エ 後志管内道立学校ボイラー等管理業務委託（Bブロック） 委 託 対 象 校 寿都高等学校、蘭越高等学校、喜茂別高等学校、倶知安農業高等学校、共和高等学校、古平高等学校、仁木商業高等学校、余市高等学校、小樽聾学校及び余市養護学校しりべし学園分校 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (4) 履 行 場 所 (1)のアからエまでに掲げる委託対象校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 1の(1)のアに係る部分 ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
道教育庁後志教育局告示					
北海道教育庁後志教育局告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月5日 北海道教育庁後志教育局長 上 林 猛 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 後志管内道立学校警備業務委託（A地区） 委 託 対 象 校 小樽潮陵高等学校、小樽桜陽高等学校、小樽商業高等学校、小樽工業高等学校、小樽水産高等学校、小樽聾学校及び高等聾学校 イ 後志管内道立学校警備業務委託（B地区） 委 託 対 象 校 寿都高等学校、蘭越高等学校、喜茂別高等学校、倶知安高等学校、倶知安農業高等学校、共和高等学校、岩内高等学校、古平高等学校、仁木商業高等学校、余市高等学校、余市養護学校及び余市養護学校しりべし学園分校 ウ 後志管内道立学校ボイラー等管理業務委託（Aブロック） 委 託 対 象 校 小樽潮陵高等学校、小樽桜陽高等学校、小樽商業高等学校、小樽工業高等学校、小樽水産高等学校、倶知安高等学校、岩内高等学校、高等聾学校及び余市養護学校 エ 後志管内道立学校ボイラー等管理業務委託（Bブロック） 委 託 対 象 校 寿都高等学校、蘭越高等学校、喜茂別高等学校、倶知安農業高等学校、共和高等学校、古平高等学校、仁木商業高等学校、余市高等学校、小樽聾学校及び余市養護学校しりべし学園分校 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (4) 履 行 場 所 (1)のアからエまでに掲げる委託対象校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 1の(1)のアに係る部分 ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。					

ウ 後志管内での当該契約の履行が可能な者

エ 平成16年2月1日現在において、小樽市内に本社、支社又は営業所等を有していること。

(2) 1の(1)のイに係る部分

ア 2の(1)のアに同じ。

イ 同 イに同じ。

ウ 同 ウに同じ。

エ 平成16年2月1日現在において、小樽市を除く後志支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。

(3) 1の(1)のウに係る部分

ア 平成15年北海道告示第17号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 後志支庁管内での当該契約の履行が可能な者で、平成16年2月1日現在において後志支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。

エ ボイラー技士を常時20名以上（少なくとも1級資格者9名以上）雇用していること。

(4) 1の(1)のエに係る部分

ア 2の(3)のアに同じ。

イ 同 イに同じ。

ウ 同 ウに同じ。

エ ボイラー技士を常時20名以上（少なくとも2級資格者7名以上）雇用していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年3月5日（金）から12日（金）まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道後志支庁3階1号A会議室

(2) 入 札 日 時 1の(1)のア及びイ 平成16年3月18日（木）午前11時
同 ウ及びエ 同 午後2時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条の定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 最低制限価格

設定している。

10 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格に満たない入札を行った者は最低価格の入札者であっても落札者とはならない。

11 契約書作成の要否

要

12 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 044－8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話番号 0136－22－1111 内線 3117 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	(4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (5) 平成16年2月1日現在において引き続き2年以上運送業務を営んでいること。 (6) 平成16年2月1日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (7) 道が契約する地域に向けた運送が確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 平成16年3月5日（金）から19日（金）まで (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課 イ 提出先の所在地 北海道室蘭市幸町9番11号 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間
道教育庁胆振教育局告示 北海道教育庁胆振教育局告示第4号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成16年3月5日 北海道教育庁胆振教育局長 笠 田 能 央 1 資格及び調達をする役務の種類 平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契約 平成16年3月5日に一般競争入札の公告を行う北海道教育庁胆振教育局物品運送業務 (2) 資格 北海道教育庁胆振教育局物品運送業務の資格（以下「資格」という。） (3) 特定役務の種類 北海道教育庁胆振教育局物品運送業務 2 資格要件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道税を滞納している者でないこと。	

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道教育庁胆振教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月5日

北海道教育庁胆振教育局長 笠 田 能 央

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 調達をする役務の名称 北海道教育庁胆振教育局物品運送業務
各運送先区分の1個当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 胆振管内 8,100個
上記以外の北海道内（離島を除く。） 300個

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道教育庁胆振教育局告示第4号に規定する北海道教育庁胆振教育局物品運送業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道室蘭市幸町9番11号 胆振支庁別館2階 第一会議室

(2) 入 札 日 時 平成16年3月29日 午前11時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、すべての単価が最低である者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 051-8558 北海道室蘭市幸町9番11号
電話番号 0143-22-9131 内線 3112

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第16号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年3月5日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三			
「国立療養所名寄病院	名寄市字旭東91	57.12. 8	」を
名寄市立総合病院	同 西7条南8丁目1番地	同	
「名寄市立総合病院	名寄市西7条南8丁目1番地	57.12. 8」に、	」を
「同 臨生会吉田病院	同 西3条南6丁目8番地2	同	
「同 臨生会吉田病院	同 西3条南6丁目8番地2	同	」に、
名 寄 東 病 院	同 東6条南5丁目91番地3	平16. 2.25」	
「養護老人ホーム富良野市寿光園	同 字山部東20線 8	同	」に、
「養護老人ホーム富良野市寿光園	同 字山部2632番 1	平16. 2.25」	
「特別養護老人ホーム鷹栖さつき苑	上川郡鷹栖町10線 9号	平元. 2.28」を	」に改める。
「介護老人福祉施設鷹栖さつき苑	上川郡鷹栖町南1条3丁目	平元. 2.28」	

道 人 事 委 員 会 規 則

職員 の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年 3月 5日
北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄
北海道人事委員会規則 6－31
職員 の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則 職員 の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則 6－0）の一部を次のように改正する。 第15条中、「北海道公報による公告、新聞その他の適切な方法」を「公告その他適切な方法」に改める。
附 則 この規則は、公布の日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第15号
平成15年北海道人事委員会告示第 9号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報

報）の一部を次のように改正する。 平成16年 3月 5日	北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄
開示対象者のうち	「第2次試験不合格者」を「第2次試験受験者」に改める。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第32号

警備業法（昭和47年法律第117号）第16条の2の規定により、次のとおり医師を指定した。

平成16年 3月 5日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

1 指定した医師の氏名並びに勤務する病院等の名称及び所在地

氏 名	病 院 等 の 名 称	病 院 等 の 所 在 地
齋 藤 利 和	札幌医科大学医学部	札幌市中央区南 1 条西17丁目291番85
安 田 素 次	市 立 札 幌 病 院	札幌市中央区北11条西13丁目 1 番 1 号

2 指定年月日

平成16年 2月26日

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月5日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量	調達予定数量
包布の洗濯（1枚当たりの単価）	包布（シングル） 5,560枚
敷布の洗濯（1枚当たりの単価）	敷布（シングル） 5,010枚
枕カバーの洗濯（1枚当たりの単価）	枕カバー（シングル） 5,310枚
襟布の洗濯（1枚当たりの単価）	襟布（シングル） 20枚
毛布の洗濯（1枚当たりの単価）	毛布（シングル） 370枚

タオルケットの洗濯（1枚当たりの単価） タオルケット（シングル）2,030枚 枕の洗濯（1個当たりの単価） 枕 100個 掛布団の洗濯（1枚当たりの単価） 掛布団（シングル） 100枚 敷布団の洗濯（1枚当たりの単価） 敷布団（シングル） 100枚 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (4) 集荷及び納入場所 契約担当者等の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の規定による届出をしていること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成16年3月5日から17日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (2) 入 札 日 時 平成16年3月22日 午後1時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 郵便等による入札 郵便等若しくは電報による入札又は電子入札は、認めない。 8 入札説明書の交付に関する事項	(1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格であるものを落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価及び入札総価額）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011-251-0110 内線 2236 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 北海道警察本部告示第32号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月5日 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品の名称及び数量 北海道警察本部の電子複写機保守サービスの供給（次に掲げる電子複写機の種別ごとに入札を実施する。）
---	---

ア 電子複写機（キャノン株式会社製） 26台 イ 電子複写機（コニカミノルタビジネステクノロジー株式会社製） 6台 ウ 電子複写機（富士ゼロックス株式会社製） 17台 エ 電子複写機（株式会社リコー製） 17台 (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (4) 履 行 場 所 契約担当者等の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 保守サービスの供給に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品供給の体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成16年3月5日から17日まで イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (2) 入 札 日 時 ア 1の(1)のアの入札 平成16年3月22日（月）午後2時 イ 同 イの入札 同 午後2時20分 ウ 同 ウの入札 同 午後2時40分 エ 同 エの入札 同 午後3時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。	6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 郵便等による入札 郵便等若しくは電報による入札又は電子入札は、認めない。 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格であるものを落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価及び入札総価額）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011-251-0110 内線 2236 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 北海道警察本部告示第33号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月5日
--	---

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び数量
- PPC用紙A4再生上質紙（1箱当たりの単価）調達予定数量

8,870箱
- PPC用紙A3再生上質紙（1箱当たりの単価）

1,540箱
- PPC用紙B4再生上質紙（1箱当たりの単価）

230箱
- PPC用紙B5再生上質紙（1箱当たりの単価）

170箱
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
- 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入 札 日 時 平成16年3月22日 午後3時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
- 入札保証金は、免除する。
- 6 郵便等による入札
- 郵便等若しくは電報による入札又は電子入札は、認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
- 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
- 要

- 10 そ の 他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
- なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- イ 所 在 地 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- 電話番号 011－251－0110 内線 2236
- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。